

2021年3月15日作成

## 第1条 目的

1. 観光庁では、テレワークが普及し、働き方が多様化していることを踏まえ、ワーケーションやブレジャー等の仕事と休暇を組み合わせた滞在型旅行を、働き方改革とも合致した、「新たな旅のスタイル」と位置付け、企業（送り手側）、地域（受け手側）等と連携しながら、より多くの旅行機会の創出と旅行需要の平準化に向けて普及を促進しています。
2. 「ワーケーション・ブレジャー ロゴマーク」（以下、「ロゴマーク」という。）の使用は、ワーケーション・ブレジャーの普及と定着を推進していくことを目的とします。
3. 「ワーケーション・ブレジャー ロゴマーク使用ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は、上記の目的を達成するために、「ロゴマーク」を使用するに際して、遵守すべき事項をまとめたものです。

## 第2条 定義

本ガイドラインで規定する「ロゴマーク」とは、別表 に定めるロゴマークです

。

## 第3条 管理者

「ロゴマーク」の管理者および著作権は、観光庁です。

## 第4条 使用適用者

「ロゴマーク」を使用できるのは、第1条に賛同し、本ガイドラインの全てに同意する者に限ります。

## 第5条 使用承認について

「ロゴマーク」の使用に際して、第7条に定める場合を除き、ワーケーション・ブレジャーの普及と定着に関する取組であれば、管理者及び著作権者である観光庁の承認は必要ありません。

## 第6条 使用期間

1. ロゴマークのデータ取得日から、ワーケーション・ブレジャーの普及と定着に関する取組を終了した日までとします。
2. 前項に関わらず、第8条に該当した場合には使用を直ちに終了いたします。

## 第7条 報告

「ロゴマーク」の使用者は、観光庁が求めるときは、必要な書類を提出するなど、使用内容を報告することとします。

## 第8条 使用許可の取消

1. 「ロゴマーク」について、次に掲げる事項のいずれかに該当する行為が判明した場合は、「ロゴマーク」の使用はできません。
  - (1) 本ガイドラインに違反した場合、またはその疑いがあり、観光庁からの是正指示に応じないとき
  - (2) 使用内容が、該当の取組の趣旨と著しく異なるとき
  - (3) 使用者がワーケーション・ブレジャーの普及と定着に関する信用を傷つける行為を行ったとき

- (4) 使用者が「ロゴマーク」を使用した取組について、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかったとき
- (5) 公序良俗に反するとき
- (6) 使用者が、暴力団または暴力団員、その他暴力団または暴力団員に準じる反社会勢力または人物と関係があることが判明したとき
- (7) 関係法令に違反したとき、並びに明らかに違法と判断される行為を行ったとき
- (8) 使用者が「ロゴマーク」を使用し販売行為を行ったとき

#### 第9条 ガイドラインの変更

本ガイドラインは、観光庁により事前の通知なく変更される場合があります。使用者は、「観光庁 ワークेशन・ブレッジャー 公式ウェブサイト (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/workation-bleisure/>)」に掲載されている最新のガイドラインを適宜ご確認ください。

(了)